きたきゅうしゅうしにほんごしどうきょうりょくいん とうろくあんない 北九州市日本語指導協力員 登録案内

北九州市教育委員会

- ◆ 受付期間 随時(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日~1月3日を除く。)
- ◆ 受付場所 北九州市教育委員会 学校教育課

 またきゅうしゅうしこくらきたくおおてまち ばん ごう こくらきたくやくしょちょうしゃひがしとう かい (北九州市小倉北区大手町|番|号 小倉北区役所庁舎東棟7階)

この日本語指導の補助をしていただける方を、日本語指導協力員として募集しています。なお、日本語指導協力員は、登録制のボランティアです。(雇用関係は発生しません。)

- **1 登録要件**(次のいずれかの要件を満たすことが必要です)
 - (1)日本語指導の経験がある者

 - だいがくとう にほんごきょういく しゅせんこう ふくせんこう しゅうりょう もの(3)大学等で日本語教育を主専攻または副専攻して修了した者
 - みんかんだんたいとう しゅさい にほんごきょうしょうせいこうさ しゅうりょう もの (4)民間団体等が主催する日本語教師養成講座を修了した者

※ただし、次のいずれかに該当する者は、登録できません。

- (ア)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- まいまうこうきょうだんたいしょくいん ちょうかいめんしょく しょぶん う とうがいしょぶん ひ けいか (イ)地方公共団体職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (ウ)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で はかい
 破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ほうりょくだんいん ぼうりょくだんいん ふとう こうい ぼうしとう かん ほうりったい じょうだい ごう きていまた、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定 ばあい とうろく する暴力団員をいう。)と判明した場合は、登録することはできません。

とうるく あ ひつよう かんこうちょう しょうかい おこななお、登録に当たって、必要な官公庁へ照会を行います。

とうろくしかく はんめい ばぁい とうろく と け もうしこみしょきさいじょう ただ 登録資格がないことが判明した場合は登録を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合も、登録を取り消すことがあります。

2 **活動内容**(社会経済情勢等の変化により、条件は変わることがあります。)

かつどうばしょ活動場所	またきゅうしゅうしりっしょう ちゅう とくべっしぇんがっこう なか にほんごしどう ひっよう 北九州市立小・中・特別支援学校の中で、日本語指導を必要とする じどうせいと ざいせき がっこう 児童生徒が在籍する学校
かつどうないよう活動内容	■日本語指導専任教員が作成した指導計画に基づく、教育課程時間内 (授業時間内)に個別の取り出し指導や、日本語による日本語指導の にほんごしたう (授業時間内)に個別の取り出し指導や、日本語による日本語指導の はままびてきなうしえた (投業時間内)に個別の取り出し指導や、日本語による日本語指導の はままにほんごしどう (安全で衛生的な学校生活と、周囲との関係づくりに必要な日本語) ト日本語基礎 ([聞く][話す][読む][書く]の4技能を意識した発音、文字、語彙、文型等) かいぎ けんしゅう さんか きたきゅうしゅうじきょういくいいんかいしゅさい ぎょうじ ちゅうがっこう 会議・研修への参加、北九州市教育委員会主催の行事や、中学校の しんろせつめい ひつよう おう つうやく と 路説明など、必要に応じて通訳としての業務を担当する場合がある。
かつどうじかん活動時間	たんとう じどうせいと にほんごのうりょく 担当する児童生徒の日本語能力による。
謝礼	【授業での日本語指導補助】 単位時間あたり 2,000円 【授業での日本語指導補助】 単位時間あたり 2,000円 【研修、行事での通訳等業務】 回(2時間以内) あたり 2,000円 ※交通費支給なし。支払額に応じて、所得税の源泉徴収があります。 ************************************
とうろくきかん 登録期間	めいぼとうろくご とうろく まっしょう ひっよう とうろく まっしょう きかん 名簿登録後、登録を抹消する必要が生じ、登録を抹消するまでの期間。

3 登録手続

(I) 受付期間

ずいじ どょうび にちょうび 随時(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

(2) 提出書類

以下の書類を、この案内の最後にある【登録受付先】に提出してください。

- ① 北九州市日本語指導協力員 登録申込書兼履歴書 (様式1号)
- ② 登録要件を証明する書類の写し(以下の証明書類のうち、所持しているもの)
 - ・有効な教員資格を証明する書類
 - にほんごきょうしょうせいこう ざとう しゅうりょう しょうめい しょるい
 ・日本語教師養成講座等の修了を証明する書類
 にほんごきょういくのうりょくけんていしけんごうかくしょうしょ にほんごきょういんしけんごうかくしょうしょ ふく
 (日本語教育能力検定試験合格証書、日本語教員試験合格証書を含む)
 - ・その他日本語教育機関の在職証明など、登録要件を満たすことを証明する書類

(3) 申込方法

まずん かき れんらくさき れんらく 事前に下記の連絡先へご連絡のうえ、「北九州市日本語指導協力員 登録もうになりよけんりれきしょ とうろくようけん しょうめい しょるい うっ 申込書兼履歴書」と「登録要件を証明する書類の写し」を持参してください。

- (4) 登録の通知

にほんごしどうきょうりょくいんめいぼ とうろく けってい ばあい ほんにん ぶんしょ つうち 日本語指導協力員名簿への登録が決定した場合、ご本人あてに文書で通知します。

4 その他

- (I) 日本語指導協力員の活動は、学校からの派遣申請に基づき、教育委員会が 登録者名簿の中から選定し、依頼します。
 - とうるくご がっこう はけんしんせい ばあいなど はけん いらい おこな ばあい 登録後も、学校からの派遣申請がない場合等、派遣の依頼を行わない場合 があります。ご了承ください。
- (2) 実際の活動場所(派遣先)、活動内容、活動日、活動時間等は、日本語指導専任教員と派遣先の学校の管理職や担任が協議し、予め調整のうえ決定します。

5 **連絡先・受付先**

きたきゅうしゅうしきょういくいいんかい がっこうきょういくか 北九州市教育委員会 学校教育課

じゅうしょ きたきゅうしゅうしこくらきたくおおてまち」ばんしごう こくらきたくやくしょちょうしゃ ひがしとうりかい・住所:北九州市小倉北区大手町 |番 |号 (小倉北区役所庁舎 東棟7階)

·電話:093-582-2368